

交通事故の治療は、事故後なるべく早くからスタートし、正確な検査・診断のもとに行わなければいけません。受診をしておけば、後々に痛みが出てきた場合の治療や事故対応がスムーズになります。公的な診断書として認められるのは医師によるもののみです。事故発生時には物損事故扱いだったとしても、診断書を警察署に提出すれば人身事故に切り替えることもできます。また、保険会社とのやりとりや仕事・生活のことで不安な気持ちやストレスを抱えることもありますので、当院では交通事故全般の諸問題に対し適宜対応致します。